

個人版民事再生のイメージ

— 裁判所が認可した再生計画に基づき、債務を返済します —

個人版民事再生に適している場合

- 借金をしている貸金業者の数や額が多い場合
- 相談者が給与等の定期的な収入を得ている場合
- 住宅ローンがあり、住宅を手放したくない場合

所要期間（相談～返済計画案の認可まで）

→1年程度※

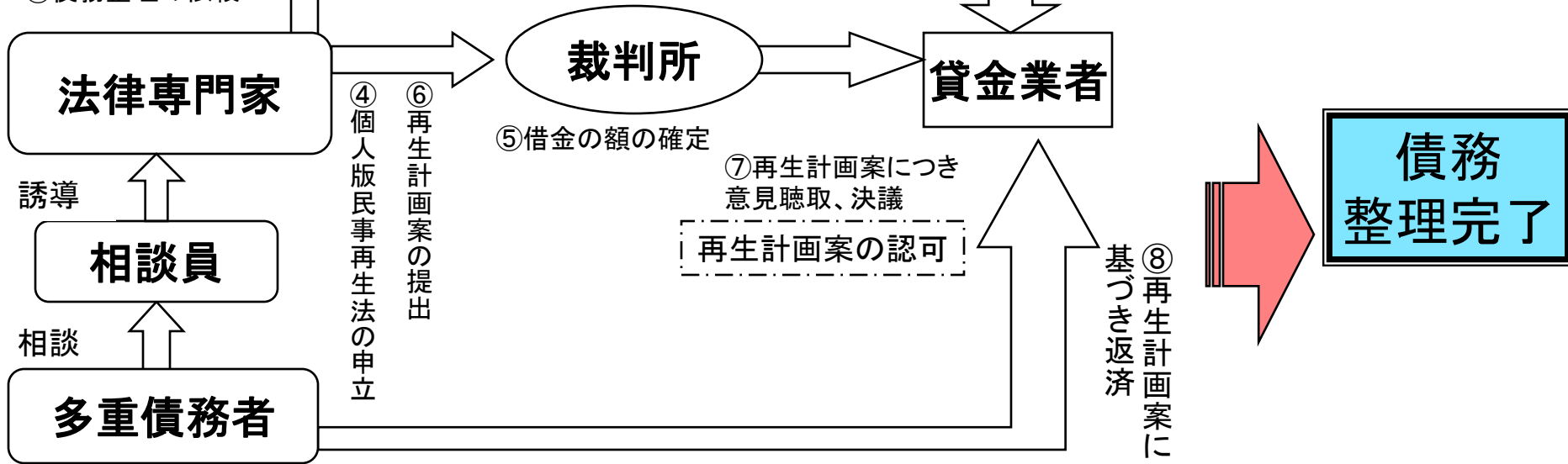
所要費用

→30万～60万円程度

- ①面談
- ②債務整理の依頼

③受任通知送付⇒ 《取立ストップ》

※ここで紹介する数値は一例です。具体的には地元の法律専門家に確認して下さい。



主なメリット

- 話し合いによる解決が難しい場合でも債務整理可能
- 住宅ローン特別条項により、住宅を失わずに借金を整理することも可能（住宅に住宅ローン以外の抵当権が設定されている場合など特別条項を利用できない場合もあります。）
- 給与の差押さえ等を止められる

主なデメリット

- 利用できる者に制限がある
- 手続が相対的に複雑なため費用と時間がかかる